

＜助成対象費用ごとの上限額について＞

本助成金は、助成対象費用について、一の事業主に対し、費目ごとにイに定める額を助成対象経費の上限額とし、ロの額を助成する。なお、ロの助成率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとする。

イ 助成対象費用の費目ごとの上限額は、以下のとおりとする。

助成対象	上限額
「民間有料職業紹介事業の利用料」	95万円
「求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用」 「募集・採用パンフレット等の作成費用」	75万円 の合計額
「就職説明会の実施に係る費用」 「採用担当者が募集・採用のために要した宿泊費」 「採用担当者が募集・採用のために要した交通費」 「支給対象事業主が実施したインターンシップに要した費用」	35万円 の合計額
「就業規則の策定、職業適性検査の実施その他の支給対象事業主に雇用される労働者の雇用管理の改善の取組みに要した費用」	40万円
「対象労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための研修及び講習等に要した費用」	10万円
「対象労働者が移転した際、支給対象事業主が負担した場合の費用」	30万円
「対象労働者が求職活動を行っていた間の経費について、支給対象事業主が負担した場合の費用」	15万円

ロ 起業者の年齢区分に応じて次の(イ)又は(ロ)の額を助成する。

(イ) 起業者の起業基準日における年齢が 60 歳以上の場合

助成対象費用の合計額に 3 分の 2 を乗じた額（ただし、その額が 200 万円を超えるときは、200 万円を上限）とする。

(ロ) 起業者の起業基準日における年齢が 40 歳以上 60 歳未満の場合

助成対象費用の合計額に 2 分の 1 を乗じた額（ただし、その額が 150 万円を超えるときは、150 万円を上限）とする。